

別紙 1 - 1

【対象地域】

東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内		
災害救助法が適用された地域	長野県	4市4町6村
隣接する地域	山梨県	南アルプス市、北杜市

【特別措置の内容】

① 電気料金の支払期日延長

2020年6月（支払期日が7月4日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

② 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

③ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

東京電力エナジーパートナー株式会社：<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20200710.html>

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）